

令和4年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 令和4年11月21日 午前 10時00分

閉会日時 同上 午後 0時08分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 上原 有美江
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 颯
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 壺内 明 委員 望月京子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と望月委員をお願いいたします。

まず、本日2名の傍聴の申し出がありましたが、本日の議案第35号から39号までにつきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第35号から39号までにつきましては非公開といたします。

それでは、議案に入ります。

本日は、議案等が7件、報告事項等が5件でございます。

それでは、議案第35号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第4号・教育費）に関する意見聴取」を上程します。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第35号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第4号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので本案を提出するものでございます。

別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えているところでございます。

それでは、別添の補正予算案12ページをご覧ください。第8款「教育費」第1項「教育総務費」第3目「教育指導費」の1「総合教育センター管理運営経費」（1）「充実した日本語指導事業経費」は、補正額499万8,000円でございます。にほんごステップアップ教室運営業務委託費につきましては、債務負担行為に基づく令和3年度から8年度までの委託契約でございますが、通室者が増加し、定員を超過したため、定員を40名から68名に増員し、日本語指導員等を追加する契約変更を行うことに伴う補正でございます。

また、経費の増額分につきましては新たに債務負担行為を設定いたします。

19ページをご覧ください。事項の一つ目、にほんごステップアップ教室運営業務委託でございます。令和3年度当初予算において設定いたしました債務負担行為の期間及び限度額は、令和4年度から8年度、8,184万6,000円となっております。

今回、新たに設定する債務負担行為は、期間が令和4年度から令和8年度、限度額が27,279千円でございます。既に設定している債務負担行為と合わせまして、期間は令和4年度から令和8年度、限度額は1億912万5,000円となっております。

恐れ入ります、14 ページをお開きください。第6項「社会教育費」第1目「社会教育振興費」の1「放課後支援事業経費」(1)「学童保育クラブ運営助成経費」は、補正額4,885万円でございます。

保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した放課後児童支援員の処遇改善に要する経費1,828万2,000円、光熱水費等の物価高騰に対する学童保育クラブの負担軽減に要する経費1,195万6,000円。そのほか、子ども子育て支援交付金を活用した放課後児童支援員の処遇改善に要する経費1,861万2,000円を私立学童保育クラブに助成するものでございます。

なお、こちらの歳出予算のうち、処遇改善に要する経費につきましては、国庫支出金及び都支出金の特定財源がございまして、金額は国庫支出金2,448万6,000円、都支出金620万4,000円を計上しております。

次に、16 ページをお開きください。第7項「社会体育費」第1目「社会体育振興費」の1「体育施設管理運営経費」(1)「体育施設管理運営委託費」は、補正額5,367万9,000円でございます。電気及びガス料金の高騰に伴う指定管理者に対する光熱水費貸付分の補正でございます。

次の(2)「運動場等改修経費」は、補正額790万円の減額でございます。奥戸総合スポーツセンター温水プールの改修工事につきましては、材料価格の高騰に伴い予算額に不足が生じる見込みとなったため、予算額を増額するものでございます。しかしながら、令和4年11月から令和5年2月までの工期を令和5年2月から同年5月までに変更することで、4年度の所要額が当初予算計上額を下回る事となるために減額するものでございます。また、工期を5年度までとすることに伴いまして債務負担行為を設定するものでございます。

19 ページをお開きください。事項の二つ目、「運動場等改修工事」でございます。期間は令和5年度、限度額は1,530万円でございます。

最後に歳入予算でございます。9 ページをお開きください。先ほど説明申し上げました私立学童保育クラブ運営費助成の特定財源でございますけれども、放課後児童支援員の処遇改善に係る国庫支出金につきましては、左側の8 ページに記載の第2項「国庫補助金」の第2目「福祉費補助金」の子ども・子育て支援交付金及び保育士等処遇改善臨時特例交付金として、子育て支援部が歳入の所管となっておりますが、こちらは私立保育所などの分と合わせまして計上しているところでございます。

11 ページをお開きください。同じく放課後児童支援員の処遇改善に係る都支出金につきましては、10 ページ、「都補助金」の第2目「福祉費補助金」の子ども・子育て支援交付金として計上しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 35 号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 35 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 36 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂中学校体育館内装改修その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 36 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂中学校体育館内装改修その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたものでございます。なお、本案と次の議案第 37 号の提案理由は同じでございます。

まず、本件は別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入ります、3 枚目の右上に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。

本件につきましては、改築を進めている葛飾区立高砂中学校について体育館内装改修その他工事請負契約を締結するものでございます。

1 の「工事件名」は、「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂中学校体育館内装改修その他工事」でございます。

2 の「工事箇所」は、葛飾区高砂三丁目 32 番 1 号でございます。

4 の「契約金額」は、2 億 6,180 万円で、5 の「契約の相手方」は、東京都葛飾区東新小岩七丁目 31 番 5 号、小松建設株式会社でございます。

6 の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和 5 年 10 月 31 日までとなっております。

次に、裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。

また、次の別紙に学校の案内図、また案内図の裏面、2 ページをご覧ください。こちらが配置図となりまして、斜線の箇所が工事範囲でございます。

また、3 ページ以降に、工事を行う各階の平面図を添付しております。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 36 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 36 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 37 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校・高砂中学校既存校舎等解体工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 続きまして、議案第 37 号「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校・高砂中学校既存校舎等解体工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明いたします。

こちらは、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入ります、3枚目の右上に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。

本件につきましては、改築を進めている葛飾区立高砂小学校・高砂中学校について、既存校舎等解体工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、「葛飾区小中一貫教育校高砂けやき学園葛飾区立高砂小学校・高砂中学校既存校舎等解体工事」でございます。

2の「工事箇所」は、高砂三丁目30番1号ほかです。

4の「契約金額」は、3億4,705万円でございます。

5の「契約の相手方」は、埼玉県行田市樋上272番地、関東建設興業株式会社。代理人として、東京都台東区台東一丁目7番2号秋州ビル4F、関東建設興業株式会社東京支店でございます。

6の「工期」は、契約の締結の日の翌日から令和5年9月29日までとなっております。

恐れ入ります、次の裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載しております。

また、次の別紙に案内図があります。また、案内図の裏面、2ページをご覧ください。こちらが配置図となり、斜線の箇所が工事範囲となっております。

また、3ページ以降に解体する高砂小学校・高砂中学校の校舎などの各階の平面図を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 37 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 37 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 38 号「葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 38 号「葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に関する意見聴取」について、ご説明をいたします。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたものでございます。

本件は、別添の指定案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

資料を 1 枚おめくりください。次の議案第 91 号の記書きの 2 の「指定管理者の名称等」は、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体でございます。

3 の「指定の期間」は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらが指定管理者の指定に関する資料でございます。1 「指定管理者の公募及び選定の方式」は、葛飾区立日光林間学園指定管理者選定委員会及び指定管理者公募要項に基づき、公募型プロポーザル方式にて優秀提案者の選定を行いました。

選定委員は記載の 8 名で、会長は互選により高橋日本公認会計士協会東京会副会長が選任されているものでございます。

続きまして、2 の「選定の経過」でございます。令和 4 年 6 月 13 日に文教委員会で公募要項案等の報告後、同月 29 日に第 1 回の選定委員会を開催し、その内容を決定しました。

翌月の 7 月 28 日には、希望した 5 団体を対象に現地説明会を行い、8 月 8 日からの第 1 次審査応募書類受付では、2 団体の応募がございました。次に、8 月 24 日には、第 2 回の選定委員会を開催し、応募 2 団体とも第 1 次審査を通過いたしました。

その後、第 2 次審査応募書類を受け付け、10 月 11 日の第 3 回選定委員会でプレゼンテーションと選定委員によるヒアリングを行い、第 1 次審査の結果と併せて優秀提案者を決定したものでございます。

次に、2 ページ目をご覧ください。3 の「選定結果」でございます。優秀提案者につきましては、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体となっております。代表者の特定非営利活動法人国際自然大学校は、自然体験活動、野外教育、環境教育に関する事業などを展開している NPO 法人でございます。構成員の宮ビルサービス株式会社は、設備管理や清掃業務などを行っている会社でございます。

企業の所在地、設立年月日、資本金、従業員数につきましては、記載のとおりでございます。

次に（２）の第２順位提案者につきましては、東京ケータリング株式会社で、外食産業、給食受託業務などを行う会社でございます。

続きまして、３ページをお開きください。４「評価」でございます。（１）「選定委員会における応募団体の採点結果」でございます。配点の総合計 430 点のうち、優秀提案者の国際自然大
学校・宮ビルサービス共同体が 353 点、第２順位提案者の東京ケータリング株式会社が 322 点
でございました。

（２）に優秀提案者が評価された点を記載してございます。①「実績・経験」では、日光所在
の宿泊施設も含めて、複数の教育施設で指定管理者として管理運営経験が豊富にあり、そのノウ
ハウと実績を評価してございます。

②の「基礎的事項」では、地元との交流、地域の観光資源や人材、学園の環境を生かした利用
者向け体験プログラムやイベントの提案がありました。また、セルフモニタリングでは、施設利用
者からの意見集約を次回の事業運営に反映する等、実行可能で効果的な方法が提案されている
点を評価してございます。

次に、③「施設管理運營業務」では、移動教室の受入業務において、各学校からの問い合わせ
窓口を一本化することや、体験プログラムにおける直接指導が提案されていました。また、児童
の食事に対するアレルギーについても細やかな対応が可能でございました。そのほか、警備業務
では機械警備の導入などがあり、また危機管理対応においては、災害時の体制や業務継続及び備
品・備蓄計画が策定されていることなども評価してございます。

続きまして、次の④の「広報PR業務」では、日光市内での施設やスポーツ大会でのリーフ
レットの配布やソーシャルネットワークサービスの活用など、PR手段が多様で効果的なもので
ある点を評価しました。

最後に⑤「自主事業」では、集客につながるもの、また利用者満足度を向上させる内容として、
幅広い方を対象として、各季節に合わせた体験プログラムを用意されていること、また、日光の
自然環境や施設の性質を生かした内容で、事業の種類も豊富である点を評価しました。

以上、五つの点につきまして今回の優秀提案者が評価されていたものでございます。

これらを含め、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングの結果を踏まえ、選定委員会では、
本事業について総合的な判断をし、優秀提案者を決定してございます。

次に、４ページ目をご覧ください。５の「審査結果」でございます。①と②の合計、第１次審
査の得点で 70 点中、東京ケータリング株式会社が 53 点、国際自然大
学校・宮ビルサービス共同
体が 58 点でございました。

次に、③から⑨までの合計点が第２次審査の得点となり、おのおの 269 点、295 点でございま
した。

その結果、第1次審査と第2次審査を合わせ、表の一番下の総合計得点は、東京ケータリング株式会社が322点、国際自然大学校・宮ビルサービス共同体が353点となったものでございます。

最後に、6「今後のスケジュール」でございます。令和4年12月第4回区議会定例会において議決後、指定を告示いたします。その後、来年の令和5年2月までに指定管理者との基本協定の内容等について協議を行い、3月の文教委員会で基本協定の概要を庶務報告する予定となっております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員、お願いします。

○**壺内委員** 実績、経験とも豊富なよいところに決まって、大変うれしく思っております。

今までの指定管理者は、同じ会社、事業主なのでしょうか。

それから、応募団体が5団体から2団体ということですが、その辺り、いつもはどれぐらい応募が来るのか、参考のために教えてください。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 現在行っている指定管理者なのですが、国際自然大学校と東急コミュニティグループが共同事業体になってございます。

また、応募なのですが、現地説明会で5団体から2団体となったのですが、その前の平成29年のときにも、概ね、現地では5団体か6団体いらっしゃったのですが、実際に応募したのは2団体でした。やはり現地を見てそこで判断されたということで受けとめているものでございます。

○**壺内委員** ありがとうございます。

○**教育長** 壺内委員、よろしいでしょうか。

○**壺内委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

日高委員、お願いします。

○**日高委員** この提案者を評価した点をよく読みますと、これまでやってきたこの会社というのは極めて評価の高いところでしたよね。事業報告などもきちんとこれまで頂きましたけれども、その中でも、学校や地域の方々からの評価、活用されての評価というものは非常に高かった。そういう意味でも、ここになってよかったと思います。

そしてまた、その後に、地域も変わってくるわけでありまして、変わってくる中での提案をしているわけで、これは大変大きく評価もされているということで、大変望ましいなと思います。

以上です。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 38 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 38 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 39 号「葛飾区立日光林間学園の管理に関する仮協定の締結について」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 続きまして、関連する第 39 号「葛飾区立日光林間学園の管理に関する仮協定の締結について」ご説明いたします。

「提案理由」は、葛飾区立日光林間学園の指定管理者の指定に先立ち、本協定の締結等に関する必要事項について仮協定を締結する必要があるため、本件を提出するものでございます。

次に、1枚おめくりください。こちらが仮協定書(案)でございます。葛飾区教育委員会と、さきに葛飾区立日光林間学園指定管理者選定委員会において優秀提案者に選定された国際自然大大学校・宮ビルサービス共同体とが日光林間学園の管理について仮協定を締結するというものでございます。

1の「対象施設」は日光林間学園でございます。

2「管理業務」は、指定管理者が行うものとして、(1)学園の施設及び付帯設備の利用に関すること、(2)学園の施設及び設備の維持管理に関すること、(3)上記の(1)(2)のほか、葛飾区教育委員会が必要と認める業務としてございます。

3の「指定期間」は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

4「本協定の締結」につきましては、区議会の議決を経て、指定管理者として指定された後、日光林間学園指定管理者公募要項、同業務水準書、指定管理者の選定に当たり提出した提案書、葛飾区立日光林間学園条例施行規則、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、誠実に協議を行い、本協定を締結するものとしてございます。

そのほか、5「守秘義務」や裏面にあります6「仮協定の有効期間等」を記載のとおり定めることとしております。

なお、仮協定の締結につきましては、本日、ご承認をいただきました場合、速やかに手続を行いたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 39 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 39 号について原案のとおり可決といたします。

それでは、非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人を呼んでいただきたいと思います。

(傍聴人入場)

○**教育長** 教育長から傍聴人に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1、傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはおやめください。
- 3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。
- 4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席をしていただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第 40 号「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第 40 号「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方」についてご説明いたします。

「提案理由」といたしましては、葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方を策定するため、本案を提出するものでございます。

本件につきましては、令和 4 年 9 月 5 日の教育委員会第 9 回定例会及び令和 4 年 9 月 20 日の文教委員会におきましても同案をご報告させていただいております。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。こちらは葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方の説明でございます。下の記書きの 2 の「学校内プールの設置の有無について」をご覧ください。9 月の教育委員会及び文教委員会において、「四ツ木中学校の今後の水泳指導の実施方法について」として、改築後の校舎には学校内プールを設置しない方針案を取りまとめ、その内容を報告したところでございます。

その後、10 月には改築懇談会委員に改めて報告を行い、一部の委員からは、改築後の校舎にプールを設置するべきとの意見もありましたが、一方ほかの委員からは、改築後の校舎にプールを設置せず学校外プールを活用したほうがよいとの意見もありました。また、保護者向け説明会においては特設プールに関する意見はございませんでした。

なお、今年度、四ツ木中学校が学校外の屋内温水プールでの水泳指導を試行した結果、学校は学校外の屋内温水プールを活用する意向でございます。

以上の状況を踏まえ、9月の教育委員会及び文教委員会において四ツ木中学校の今後の水泳指導の実施方法について報告をしましており、改築後の校舎には学校プールを設置しないものとして改築のための基本的な考え方を策定するものでございます。

また、そのことにより別添の「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方」の資料につきましても、改築後の校舎に学校プールを設置しない旨を追記してございます。

つきましては、資料の23ページをご覧ください。こちらで追記しましたのは、2「『葛飾区立学校の改築に向けた指針』その他区の施策に基づく考え方」の(3)「学校外の屋内温水プールの活用」です。記載内容は、改築後の小学校と中学校の施設一体型校舎には学校プールは設置せず、水泳指導は学校外の屋内温水プールを活用して行います。

「なお、新しい校舎は、プールを設置しないことによりできるスペースを有効に活用していきます」としてございます。

続きまして、改めて校舎配置を説明させていただきます。次の24ページをご覧ください。3の「配置比較表」になります。こちらにつきましては、9月5日の教育委員会で説明したとおり、全体工期が最も短いこと、工事期間中や改築後の教育環境もよいことなどから、一番左の敷地北側に小学校と中学校の施設一体型校舎を配置することとしてございます。

続きまして、この綴じた資料の次にあります右上に「参考資料」と書かれた資料をご覧ください。右上に「参考資料」と書かれた「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方について」です。こちらは、10月に改築懇談会委員への報告、保護者向け及び近隣住民向けの説明会を行いましたので、その結果を報告いたします。

開催日時や場所、参加者の人数は記載のとおりでございます。また、主な質問と回答は後ほどご説明いたします。

次に裏面をご覧ください。4の「動画による説明」では、10月19日から区公式YouTubeにて公開し、11月8日まで電話や区公式ホームページ等で質問を受け付けしたところ、4件の問合せがございました。なお、この動画の再生回数は、11月8日時点で248回でございます。

恐れ入ります、次の別紙1をご覧ください。そちらが10月18日の改築懇談会委員への報告に関するまとめでございます。3の「意見交換」にある(1)の委員からの「意見表明」を抜粋して紹介します。

アに関して、「中学校の試行結果がまとめてあるが、実際に中学校長の考えが聞きたい」との懇談会委員からの意見に対して、学校長からは「はじめに、新校舎を早く建築してほしい」「子どもの視点、教育効果を考えると、外部プールで授業を行うほうがよいと考えている。」理由としては「①計画的に授業ができる。②不審者や盗撮等の心配がない。③保健体育科の2人では目

が届かない部分をインストラクターが対応できる」等の話がありました。

また、デメリットとして、学校が利用したいときに利用できず、急遽補習的にやりたくても、外部プールでは対応できないとの意見でした。

続きまして、エに関してでございます。ほかの委員からは、「民間事業者は経営が悪くなれば撤退してしまう。将来を見据えて区立の温水プールをしっかりとつくっていくことも大事ではないか」といった意見。

また次のオに関しては、「改築懇談会に説明なく、いきなり事務局から方針案が示された。進め方がおかしいのではないか」「地域の防災機能・安全性が不安だ」「水泳の指導方針で示された想定経費と試行にかかった実際の経費がかけ離れている。プールの廃止後で、予算がないからという理由で水泳指導の回数が減ってしまうことが心配だ」との意見がありました。

そのほかのご意見は記載のとおりでございます。

続きまして、右側の(2)「質疑応答」をご覧ください。上から4番目の黒ポチでございます。「なぜ、学校の屋上に温水プールを整備できないのか」との質問に対し、「経費と維持管理の問題から整備は非常に難しい。水泳の指導方針策定時にコスト比較を行っているが、年間の想定費用は、学校内の屋外プールで770万6,000円であり、学校内の屋内温水プールでは2,523万円である」と、水泳指導の方針にある想定費用などを回答したものでございます。

そのほかの質疑応答の内容は記載のとおりでございます。

続きまして、保護者向け、近隣住民向けの説明会などでの質問と回答をご紹介します。

1枚、おめくりください。別紙2の「質問と回答(よつぎ小学校・四ツ木中学校の改築について)」をご覧ください。

1「保護者向け説明会」の(1)「学校改築について」です。ナンバー1に関して、四つ木地区図書館の新校舎への移動に関する質問に対して、よつぎ小学校の地区図書館と連携した読み聞かせやブックトークなどが定着している状況などを踏まえ、四つ木地区図書館についても整備する方向で検討していること。新校舎と併設するか、または別棟とするのかは、今後の設計業務の中で決めることを回答してございます。

また、3に関して、工事期間中の中学校の部活動の活動場所を配慮してほしいとの質問に対し、工事期間中の代替施設の対応は、原則として近隣の小中学校と利用調整すること。学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場などの放課後活動で調整が難しい場合は、奥戸総合スポーツセンターなどの学校施設以外の利用調整も行うことを回答してございます。

なお、下の(2)にありますように学校プール・水泳指導に関する質問はございませんでした。

次に、裏面の2ページをご覧ください。「近隣住民向け説明会」でございます。(1)の学校改築については、4番でございます。音楽室の音漏れなど、新校舎の防音効果に関する質問に対して、新校舎は省エネに配慮した構造であり、断熱性が高い壁にすることや複層ガラスを用いる

ことなどで遮音性を高めることができること。機械換気設備にすることで、換気のための窓開閉が不要となることから、窓を開けた状態での音漏れが減ることも考えられることを回答してございます。

次の3ページをご覧ください。一番下の10でございます。工事期間中の避難所機能に関する質問に対し、新校舎竣工まで四ツ木中学校の既存体育館棟は取り壊さない計画であるため、避難所として利用できること。仮設校舎も3階建てとして、想定浸水深よりも高い位置で避難所運営ができる見込みであるといった回答をしました。

次に、裏面の4ページをご覧ください。(2)「学校プール・水泳指導について」でございます。1に関して、現在も1、2年生が試行している中、3年生の7月のアンケート結果で今後の水泳指導を決めるのはいかなものかとの質問に対し、3年生の試行状況からしっかりと授業できたことを確認したこと。1、2年生と3年生でアンケート結果に大きな差はないものと考えられることを学校とも確認して対応したこと。子どもたちのアンケート結果ばかりでなく、校舎の有効利用や、計画的に水泳指導を行うことが難しくなっている状況など、総合的に考え、改築後の校舎に屋内プールをつくらない方針案をまとめたと回答してございます。

続きまして、次の5ページをご覧ください。3番になります。試行の費用について、事前に区が試算した金額、1人当たり1回約2,400円が、実際の中学校では約4,300円となっている。高い費用でも中学校は学校外の屋内温水プールで授業を行うのかとの質問に対し、授業時間を中学校は1回80分としているが、60分当たりの金額は同じであること。費用が高くなるから中学校の授業は行わないということはないことを回答してございます。

そのほか、学校改築や学校プール、水泳指導についての質問と回答は、こちら6ページ以降等に記載のとおりでございます。

今回、議案として提出いたしました「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方」につきましては、9月の教育委員会第9回定例会で報告した内容からは、学校外の屋内温水プールの活用を追記した以外の変更はございませんが、改築懇談会委員や保護者、近隣住民の皆様などから様々なご意見も頂いております。今後、実務を担う施設部とともに、引き続き丁寧に対応しながら、子どもたちの教育にとって大切な学校改築を着実に進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明どうもありがとうございました。

よつぎ小学校・四ツ木中学校の配置比較表の中で、今、検討されている北側校舎案、こちらは立面上で小学校と中学校を区分するという形での計画になっているということで、ほかの案と比べると校舎の面積が若干狭くなっていると思うのですが、その辺は、入れられる教室の数

であるとか、必要な設備というのは問題なく進められるということなのでしょうか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 若干校舎の面積がほかと比べて少なくなっているのですが、箱形になっていまして、今まではL字型で、端から端まで児童・生徒が歩かなくてはいけないのですが、箱形にすることによって、対面で例えば普通教室や特別教室、児童・生徒の回遊性が高くなり、コンパクトに、それで交流なども盛んになるということです。こういう設計にしているところは、ほかの改築校でもこのような考え方で進めているものでございます。

○教育長 青柳委員。

○青柳委員 では、必要な教室数であるとか広さというのは確保できると思ってよろしいですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 児童・生徒数ですとか、ほかに特別教室などの必要な諸室は、今後、基本設計等で詰めていきますけれども、確保してまいります。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

日高委員、お願いします。

○日高委員 まず、感想を申し上げたいと思うのですが、葛飾区が非常に計画的な学校の改築をされているということは、私、高く評価しているのです。学校にとっては、やはり環境のいい場所で学習ができるということが何よりですから、大変計画的でありがたいと思います。また同時に、よつぎ小学校と四ツ木中学校は施設一体型という非常に珍しいやり方なのです。そういう意味では、小学生の成長と中学生の成長は当然違うわけでありますから、そういうことも配慮しながら設置したすばらしい施設にさせていただければありがたいな、こんなふうに希望したいと思えます。

それと、どの学校もそうですけれども、各学校の施設を回らせていただきながら非常に思うのですが、地域に開かれた学校施設整備をしている。これもありがたいのですが、これも同様に考えていらっしゃいますか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 地域に開かれた学校というのはとても大事なことで認識してございます。具体的にまだゾーニングですとか部屋は決まっていますが、例えば地域連携室や施設開放なども動線を考えて設計していきたい。また、ここには先ほどご説明させていただいたとおり四つ木地区図書館もありますので、そういう状況も考えて、この学校が地域に愛されるように設計を考えてまいりたいと考えております。

○教育長 日高委員。

○日高委員 ありがとうございます。

続いて、問題になっておりますプールの件であります。これについて私、申し上げたいわけがありますけれども、プールは、私ども教育委員は全員が視察をしました。実際に子どもたちが学校外の施設を使ってどのようにやっているのかというのを見てまいりました。この視察の中で、「あっ、これはいいな」とやはり思ったのです。指導補助員がきちんと子どもたちに寄り添って指導して下さるということ。もちろん資格を持ったインストラクターですから、高い評価ができますと思います。先生方は、指導者といっても正式な資格は持っていません。かつて昔は、実技研修でも実際のプールを使っていましたけれども、今はそういう採用の仕方はやっていません。ですから、専門性が問われるとなると、子どもたちにより有効なのは、こうした専門家による指導であるということは大変すばらしいなと見てまいりました。

それからもう一つは、今、地球温暖化というのは大変な問題です。今、全ての学校にクーラーが設置されている。これはありがたい。子どもたちの生活が豊かになっている部分でありますけれども、これが昔のようになかったら、本当に授業が困難です。そういう中での子どもの身を入れた学習なんていうのは不可能だと思います。でも、現状はそうした施設の改善もされて、冷房化されているため大変いい。ところが、プールの場合どうでしょうか。外のプールは、外壁の下の地面のところ、その部分は熱で本当にすごい熱さなのです。そうして、はっきり言うとやけどしてしまう。だから、水打ちをするのですけれども、この気温が高い上に、焼けつく暑さです。そういう中を先生方は工夫してやっています。そういうことの中で、室内温水プールというのは心配する必要が全くない。本当に有効だということを、そういう辺りから感じてまいりました。これはすばらしいなと思います。ぜひ、そういうこともきちんと説明いただきたいと思います。

もう1点は、教員の働き方改革です。もちろん子どもに寄り添ってやるということは大事なことです。ですから、そういう意味では、先生方は一生懸命やりますけれども、専門性や資格を持っていない。やはり、指導するとき、特に水の中での呼吸の指導とか、こういうのは非常に高い能力を要します。専門の経験をしていないとなかなかできない。私は小さいときから海のそばで育ちましたので、息することは誰よりもよくできるし、潜ることもできるのですけれども、そういう体験者でないと、なかなか子どもの指導はできない。吸うという呼吸ではなくて吹くという呼吸をしないと、吸っていたらみんな溺れるのです。あれは吹くという事ができなければだめなのです。そういう指導すら、なぜそうなのかというのは分からない。そういうところは、やはりインストラクターだと専門性を持っていますから、そういう意味ではありがたいなと思います。私どもはその施設を見学させていただいて、今回、非常にいい勉強をしましたので、ぜひこれを積極的に、説明責任をきちんと果たしていただき、そして多くの理解を得ていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 今回のプールの件なのですけれども、何でもそうですが、新しいことをするといったときはやはり不安も大きいですし、周りの人たちも、今まで自分が経験したことでないことになってくると、大丈夫なのだろうかという不安があると思います。先ほど、日高委員がおっしゃったように、私たちも一緒に見学をさせていただいたときに、指導員がたくさんいるのはいいなとすごく思いました。子どもたち一人一人、泳げる能力も違うのです。今までだったらきっと上手な子に対しては余り目が行き届かなかったのではないかと思うのですが、逆に上手な子にも「ここを直せばもっとよくなるよ」と教えているのです。私は、それを見てとてもいいなと感じました。多分、今までの学校のプール指導だったら、あの子は上手だからそのままという形だったと思います。そうなると、遊びになってしまうのです。

そう考えると、今回、葛飾区として、ほかの区から比べたら新しい試みだから、なかなか受け入れにくいと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり説明責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。基本的に、親御さんなど保護者の方から不満は聞いていないのです。

外部のプールに行っていられる方たちの保護者の方で、「やっぱり元のプールに戻してくれ」みたいなことをおっしゃる方はほぼいません。聞いていないです。そう考えますと、先ほどおっしゃったように温暖化の問題がありますし、これからの新しい形のプールの授業というのはこういう形で進めてもいいのではないかなと実感いたしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

望月委員、お願いします。

○望月委員 私も、日高委員、上原委員と同じように視察させていただきましたが、インストラクターの指導のもと、子どもたちが本当に伸び伸びと泳ぎをやっていたのです。それを見たときに、絶対こういう施設で子どもたちに水泳指導をしてほしいなと思いました。なるべく、改築まで待つことなく、今までの学校プールで実施する学校にもできれば早く、民間のプール指導を受けさせていただきたいと希望します。教育委員会でもどんどん進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

教育委員会といたしましても、様々子どものためにどうなのかという心配のご意見も一部頂戴しているところなのですが、しっかりご理解いただけるように説明に努めてまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 40 号について、原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第40号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第41号「葛飾区登録天然記念物『橋本家のゴヨウマツ』の登録解除について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第41号「葛飾区登録天然記念物『橋本家のゴヨウマツ』の登録解除について」ご説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。まず「提案理由」でございます。葛飾区登録天然記念物「橋本家のゴヨウマツ」について、葛飾区文化財保護条例第5条第1項に基づき、文化財の登録を解除する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本案につきましては、令和4年8月5日付で、議案第25号として「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」の議決に基づきまして、当審議会へ諮問をした案件でございます。

次のページの答申書をご覧ください。葛飾区文化財保護審議会から答申がありましたのでその内容をご説明いたします。

中段の記書きにありますとおり、橋本家のゴヨウマツについて、本審議会は、樹木医による「完全に枯死している」の診断を基に審議を行いました。枯死した状態での区登録天然記念物としての価値を保つことは難しく、登録解除はやむを得ないとの答申を受けました。

恐れ入りますが1ページの議案書にお戻りください。中段に記載のとおり、葛飾区文化財保護審議会の答申を踏まえまして、葛飾区登録天然記念物「橋本家のゴヨウマツ」の文化財の登録を解除するものでございます。

なお、当文化財の登録解除日は令和4年11月21日とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第41号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等の7件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「葛飾区学校適正規模等に関する方針について」の報告をお願いします。

学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 それでは、私から「葛飾区学校適正規模等に関する方針について」ご説明いたします。

1の「概要」でございますが、学校教育においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付け、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要でございます。

そのため、本区における学校の適正規模や適正規模を維持するための対応策について検討を進めるため、学識経験者や小・中学校の校長及び副校長を委員とする葛飾区学校適正規模等検討委員会を設置いたしました。

書面開催を含む5回の検討委員会を経て、このたび、検討委員会から提言があったため報告するものでございます。

2の「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」につきまして、別添資料でご説明させていただきます。別添資料「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」の5ページをご覧ください。

まず第1章につきましては、1の「策定の目的」として、学校においては、一定規模の児童・生徒数を確保し、バランスのとれた教職員を配置することにより、更なる教育環境の充実を図ることを目的として、本方針を策定するものでございます。

また2の「本方針の位置付け」としましては、本方針は本区の各種計画や法令等との整合性、連携を図ることとしてございます。

6ページをご覧ください。3の「方針策定の背景」といたしましては、国は小・中学校ともに12から18学級を標準規模としております。適正規模、適正配置に関する手引を策定するなど、各自治体には、地域の実情に応じて学校の適正規模に向けた方策を検討することを求めている状況でございます。

7ページをご覧ください。本区の人口推計でございます。図3の「年齢3区分別将来人口の推移」をご覧ください。青い丸印の折れ線グラフでございます。こちらが、0歳から14歳までの年少人口を示してございます。基本計画におきましては、今後、年少人口は減少傾向が続き、2060年には4万2,539人、2022年と比較いたしますと約18%の減少を見込んでいるところでございます。

また、9ページをご覧ください。第2章においては、小・中学校を取り巻く状況として、図4「学校数と児童・生徒数の推移」をご覧ください。折れ線グラフは小・中学校数を、また棒グラフについては児童・生徒数の推移となっております。児童・生徒数につきましては、1977年に第2のピークを迎えておりますが、この第2のピークを境に、現状としましては約半数に減少している一方で、学校数につきましては、ピークの79校から現在73校と約8%の減にとどまっている状況でございます。

10 ページをご覧ください。図5「学校規模の比較」において、1977年、第2のピークと令和4年現在の学校規模を比較してご紹介します。小・中学校、それぞれ表の右端、各年次の学校数で割返した1校当たり平均の児童・生徒数で比較いたしますと、小学校では1校当たり770人が413人に、中学校では782人が358人にそれぞれ大幅に減少してご紹介します。

今後も少子化の進展に伴い、学校規模の小規模化が進んでいく可能性がございます。

また、11ページの図6「小学校 学級数・児童数推計」をご覧ください。令和4年の現状を起点といたしまして、10年後となる令和14年時点の児童・生徒数の推計を行いました。網掛けされている欄につきましては、今後、予定されている立石地区、金町地区、新小岩地区における再開発事業に伴う影響人数見込みを当該通学区域の学校欄の下段に再掲してご紹介します。

小学校におきましては、合計で児童数2万225人が令和14年には1万7,222人と推計してご紹介します。

また、12ページの図7「中学校 学級数・生徒数推計」をご覧ください。こちらも同様でございますが、中学校におきましては、生徒数8,597人が令和14年には7,882人と推計してご紹介します。

今後、小学校、中学校ともに児童・生徒数の減少傾向が続いていくものと推計しているところでございます。

13ページの図8「学校別の学級数」をご覧ください。先ほどの児童・生徒数の推計を、縦軸に学級数、横軸に学校数としまして、学級数の状況を比較した資料でございます。学級数においては、小学校では19学級以上の学校は減少する傾向にございます。一方で、12から18学級の学校は増加し、特に12学級の学校が14校から29校と大幅に増加してご紹介します。こうした学校につきましては、今後の児童数の減少に伴い単学級が生じる可能性も高くなることから、特に注視する必要があるととしています。

中学校においても、12学級以上の学校が減少し、11学級以下の学校が増加しており、小・中学校ともに小規模化が進んでいくものと推計しているところでございます。

また、14ページの図9「学校別の児童・生徒数」をご覧ください。1校当たりの児童・生徒数につきましては、縦軸に児童・生徒数、横軸に学校数として比較したものでございます。小学校におきましては、200人台の規模の学校が急増しており、中学校においても生徒数が減少していくものと推計しております。

また、15ページをご覧ください。こちらでは、令和4年現在の学校規模が分かるように配置図を掲載しております。小学校につきましては丸印、中学校につきましては四角印とし、学級数によって色分けをしてご紹介します。また、学校名の下には、学級数、児童・生徒数を記載してご紹介します。

次ページでは、同様に令和14年推定における配置図を掲載しているところでございます。

それでは、17 ページをご覧ください。近年の教育環境の変化に対応していくため、学校教育環境の充実をさらに図っていく必要があるとしています。（１）「35 人学級の完全実施」といたしましては、小学校において段階的に 35 人学級を導入し、令和 7 年から全学年で 35 人学級が導入されること。また（２）「教科担任制の導入」といたしましては、小学校 5・6 年の教科担任制の導入に向けた取組が始まったこと。また、こうした取組を推進していくためには、一定の学校規模のもと、各学年に複数の教職員が配置されることが重要であること。

お手数ですが、19 ページをご覧ください。そのほかといたしまして、（３）の「小学校英語教育の教科化」や、（４）の「中学校部活動指導の地域移行」、また（５）の 1 人 1 台タブレットを活用し、児童・生徒が自ら学ぶ一層の ICT 教育の推進など、こうした時代の流れに対応していくためにも、学校教育環境の充実を図っていく必要があるとしています。

また、20 ページにおいては、図 14「区立小・中学校の建設年次一覧」を掲載してございます。近年、改築が進んできておりますが、多くの学校施設で老朽化が進行している状況でございます。今後も、適正規模を考慮しつつ、計画的な建て替えを進めていく必要があるとしています。

また、22 ページをご覧ください。図 15「市街地再開発事業の概要」でございます。街づくりの進展に伴い、令和 10 年から 12 年度頃に、金町、立石、新小岩エリアで大規模な再開発が予定されております。こうした地域においては、急激な児童・生徒数の増加も見込まれる一方で、10 数年経過すると児童・生徒数も減少傾向に転じるなどの傾向も見受けられることから、常に児童・生徒数の状況を注視し、各学校の改築時期を含め検討していくことが重要であるとしています。

また、23 ページをご覧ください。こちらでは、第 3 章といたしまして、「葛飾区における学校適正規模等の考え方」でございます。まず 1 の「小規模化による課題」としましては、（１）の「学級編成」において、学級数や児童・生徒数が少ないと、児童・生徒が多様な意見や価値観に触れる機会や、新たな人間関係を構築する力を身に付ける機会が減少し、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなることが懸念されること。また、人間関係が固定化し、児童・生徒が息苦しさを感じ、生き生きと学校生活を送れなくなる場合があること。学校生活において、児童・生徒の人間関係の課題が表面化することがあり、単学級では人間関係に配慮した学級編成ができないことなどが課題としております。

また、（２）の「教育活動」においては、運動会や文化祭などの全体行事において、児童・生徒同士が競い合い、切磋琢磨する場面が減少するなど、十分な教育環境が得られない可能性があること。また、学級の人数が少ないと、体育科の球技や音楽などの集団学習の実施に制約が生じる可能性があること。チーム・ティーチング、習熟度別指導、専科指導などの指導方法が難しく、多様な教育を受ける機会が減少する可能性があること。1 学級当たりの児童・生徒数が少ないと、班活動やグループ分けに制約が生じ、協働的な学びの実現が困難となること。また、新たな人間

関係を構築する力が身に付きにくくなり、特に進学などの大きな環境変化に直面した際に、大きな集団への適応に困難を来すことが懸念されるなどが課題としております。

また（３）の「教職員配置」におきましては、１学年に複数の担任がいれば、経験年数、専門性等、バランスの取れた教職員の配置が可能となり、お互い相談し、力量のある教職員がリードすることにより、教員の指導技術をより充実できること。また、単学級では担任の判断で学年経営を行うことになり、担任の力量に左右されることから、経験年数の浅い教職員は厳しい立場に置かれてしまうことがある。

また、図 16「教職員配置例」のとおり、学級数を確保することにより充実した教職員配置を行うことが可能になるとしています。

25 ページをご覧ください。一方で学校規模が大き過ぎても様々な課題が生じます。「大規模化による課題」といたしましては、（１）の「教育活動」として、運動会や発表会など、学校行事において、児童・生徒１人当たりの参加種目が制限され、一人一人が活躍する機会が少なくなる場合があること。また、教員集団として児童・生徒一人一人の個性や行動の把握、きめ細かな指導が困難となり、個別最適な学びや協働的な学びの充実などの新しい教育方法に柔軟に対応できない場合があることなどが課題としています。

また、（２）の「学校運営」として、１学年当たりの担任が多過ぎると、学年会で教職員が十分な共通理解を図るために多くの時間を要するなど、組織運営の負担が大きくなること。また、学校行事や休み時間、休憩時間などの多くの児童・生徒が活動する場面において、教職員の目が行き届きにくいなど、校内の安全確保に課題が生じる場合があるなどが課題としています。

26 ページをご覧ください。３の「学校の適正規模」において、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境の充実を第一に考え、学校の適正規模を検討する必要があります。将来にわたり安定的に学校運営を行うことができるよう、小学校、中学校における学級数、児童・生徒数の適正規模について、まず（１）の「小学校」でございしますが、学級数は 12 学級以上 18 学級以下を適正規模としています。ただし、今後、少子化が進む中、12 学級であっても年度により単学級が生じる可能性もあることから、18 学級（各学年 3 学級）を望ましい規模としています。

また、児童数については、全学年 35 人学級を前提とし、12 学級と 18 学級における最小児童数と最大児童数の中間となる平均児童数 318 人から 528 人の範囲を適正規模といたします。

また（２）の「中学校」でございしますが、学級数は 12 学級以上 18 学級以下を適正規模としています。

次ページをご覧ください。ただし、各学年に複数の学級を確保する観点や人口減少の中にあっても地域にバランスよく学校を配置するため、9 学級以上 11 学級以下についても許容範囲としています。

また、生徒数につきましては、現行制度にのっとり、1年生は35人学級、2・3年生は40人学級を前提として、12学級と18学級における最小生徒数と最大生徒数の中間となる平均生徒数403人から633人の範囲を適正規模としています。

また、(3)の「平均児童・生徒数」の考え方をご覧ください。こちらは、小学校を例にご説明いたします。学級数につきましては、1学年の児童数により決定いたします。1学年当たり35人までは1学級となり、36人から70人までは2学級となります。学級数だけでは実際の学校規模が把握しにくいことから、全6学年が2学級とした場合、最小児童数は36人掛ける6学年で216人となり、最大児童数は70人掛ける6学年で420人となります。この中間となる児童数318人、こちらを平均児童数としています。

また、28ページをご覧ください。(4)の「要検討基準」でございます。児童・生徒数の将来推計を継続して行い、学校全体の学級数、児童・生徒数に加えて学年ごとの児童・生徒数にも注視していくことが重要でございます。こうした取組を継続していくために、適正規模の確保に向けた検討を開始するための要検討基準を設定いたします。

アの「学校規模の検証」の表をご覧ください。例示といたしまして、①にA小学校の学級数、児童数を記載してございます。A小学校では、各学年2学級となり、平均児童数は②に記載しているとおり各学年53人掛ける6学年で318人となります。

実際の児童数と平均児童数を比較した結果が③「分析結果」となります。このケースでは、12学級ございますが、児童数も合計で323人と平均児童数を超えているため、適正規模の学校となります。しかしながら、学年ごとの児童数を見てみると年々減少傾向にあり、単学級は生じていないものの、3年生以下については平均児童数を下回っている状況であり、こうした状況については特に注視していく必要があるとしています。

また、29ページをご覧ください。先ほどの例示のように、学校全体の学級数、児童・生徒数が適正規模の範囲内であっても、各学年で小規模化や大規模化が進展してしまう可能性があることから、今後は、継続して児童・生徒数の将来推計を行いながら、要検討基準に沿って適正規模の取組を検討していく必要があるとしています。

図19の「要検討基準と対応策」をご覧ください。例えば小学校では、6学級以下の場合で、平均児童数120人未満の場合、早急に適正規模に向けた取組に着手。また、6学級以下の場合で、平均児童数120人以上、かつ児童数の増加が当面見込まれない場合、適正規模に向けての取組に着手。

また、7から11学級におきましては、単学級が1年生含め複数年連続している場合、適正規模に向けての取組を検討。

また、同じく7から11学級で、2学級の学年で平均児童数を下回る場合は、児童数の推移を注視し、適正規模の取組を検討。

また、12 から 18 学級の場合、適正規模の範囲ではありますが、2 学級の学年では、先ほども申し上げたとおり単学級が生じる可能域があることから、平均児童数を下回る場合、児童数の推移を注視。

また、19 学級以上の場合、平均児童数を上回り、かつ現学校敷地での対応が困難な場合、適正規模に向けての取組を検討、としています。

中学校においても、8 学級以下で平均生徒数を下回り、かつ単学級が生じる可能性がある場合、適正規模に向けての取組に着手。

また、9 から 11 学級についても、平均生徒数を下回る場合は、適正規模に向けての取組を検討。また、生徒数の減少が見込まれる場合には、生徒数の推移を注視。

19 学級以上の場合、平均生徒数を上回り、かつ現学校敷地での対応が困難な場合、適正規模に向けての取組を検討、としています。

今後は、こうした基準と学校規模の推移を検証しながら、適正規模の取組を検討していくことが重要としています。

30 ページをご覧ください。4 の「学校の適正配置」において、本区における学校配置の状況につきまして記載しております。(1) の「配置状況」でございますが、小学校においては、各小学校から隣接する小学校までの直線距離でございますが、49 校平均で約 0.5 キロメートルとなっております。隣接する小学校まで約 0.5 キロメートル未満の小学校は 49 校中 28 校あり、地域差もございますが、かなり近距離に小学校が設置されている状況でございます。

また、小学校の通学区域内における最長通学直線距離につきましては、49 校平均で 0.8 キロメートルとなっているところでございます。

また、中学校におきましては、各中学校から隣接する中学校までの直線距離については、24 校平均約 0.8 キロメートルとなっております。隣接する中学校まで 0.5 キロメートル未満の中学校は 24 校中 2 校しかなく、小学校に比べますと近距離に設置されている中学校は少ない状況でございます。

また、各中学校の通学区域内における最長通学直線距離は、24 校平均で約 1.2 キロメートルとなっております。

(2) の「学校基本数」につきましては、図 20 の「適正規模における学校数」をご覧ください。各学校により実情が異なり、一律に比較することは困難でございますが、令和 4 年 5 月 1 日時点の通常学級の児童・生徒数を適正規模とされる 12 から 18 学級の児童・生徒数で割返すと、必要な学校数は記載のとおりとなっております。

今後、児童・生徒数の減少が見込まれていることから、児童・生徒数の将来推計を継続的に行いながら、小・中学校の適正規模を実現するために適正配置を行っていく必要があるとしています。

31 ページをご覧ください。第4章でございます。「学校適正規模を維持していくための取組」についてでございますが、将来的に学校の小規模化が見込まれる場合や、再開発などにより学校の大規模化が見込まれる場合は、次のとおり対応していくことといたします。

(1) の「小規模校」における取組でございます。アの「学校統合」でございますが、学校統合に当たっては、児童・生徒の教育環境の充実のため、保護者や学校関係者と教育上の課題や街づくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解と協力を得ながら進めていく必要があるとしております。

また、学校改築の時期と合わせて学校適正規模を実現し、教育環境の充実を図ることが望ましいと考えられます。

中学校においては、隣接校との一定の距離があることから、例えばですが、小学校の統合により生じる学校跡地を活用するなどして、学校統合の検討を進めていく必要もあるとしています。

学校統合を実施する際には、児童・生徒が環境変化に対応できるよう、統合前に統合予定校の児童・生徒同士の交流を行う、学習や生活に関するルール、指導方針・基準等について統合対象校間で調整することも重要であるとしています。

またイの「通学区域の見直し」におきましては、小規模化に対応するための通学区域の変更は、隣接校で児童・生徒数が適正規模を上回るなどの状況にあり、かつ両校を統合した場合に学校の適正規模を大きく上回ってしまう場合などに検討するとしています。

また、(2) の「大規模校」における取組といたしましては、同様にアの「通学区域の見直し」でございます。こちらにつきましては、再開発など街づくりの進展により人口の増加が見込まれる地域においては、通学区域の境界が大規模集合住宅に近接している場合に、小規模校を解消し、学校規模を平準化する機会と捉え、通学区域を変更することも検討するとしています。

また、イの「校舎の増築」でございますが、児童・生徒数の増加が見込まれ、通学区域の変更だけでは対応できない場合は、改築のタイミングに合わせて既存校舎よりも教室数の多い校舎を整備することや、敷地内に仮設校舎を設置するといった対応が必要としています。

2の「取組に当たっての留意点」でございます。(1) の「地域とともにある学校づくり」におきましては、地域のコミュニティーの核としての性格を有する小・中学校の統合は地域関係者の理解と協力を得ながら行わなければなりません。そのためには、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、また将来ビジョンを共有し、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て、新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組むことが必要としています。

また、学校統合を地域の街づくりの契機と捉え、旧学校の活用については地域の課題を踏まえて必要な施設整備を行うことや、学校の第二校庭として運動会などの学校活動や地域のイベント、また部活動の拠点として活用することも考えられるとしています。

これらの検討を行うために、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じることが望ましいとしています。

また、(2)「通学路の安全確保」においては、学校統合や通学区域の見直しに伴い、児童・生徒の通学路の変更が見込まれることから、通学路の安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底するとともに、児童・生徒の登下校について見守り体制を確保するなど、交通事故や不審者による犯罪の防止のための取組を行う必要があるとしています。

また、(3)の「通学距離」でございますが、国は通学距離について小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内としておりますが、それ以外明確な基準はございません。現在、葛飾区では、小・中学校ともに自転車通学を認めておりませんが、適正配置を検討する場合には、現状の通学距離を考慮しながら、児童・生徒にとって通学が過度な負担とならないように留意する必要があるとしています。

別添資料の説明は以上でございます。

お手数ですが、本案件の資料1枚目をご覧ください。3の「今後の対応について」でございます。葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）を踏まえた上で、学校適正規模の取組を進めていくことといたします。なお、具体的な検討に着手する時期や体制などについては学校ごとに別途報告いたします。

本提言を踏まえ、「現時点で対応策の検討が必要な学校」でございますが、記載の3校でございます。

アの木根川小学校につきましては、先ほどご説明いたしました要検討基準の6学級以下、平均児童数120人未満に該当いたします。

また、イの南綾瀬小学校は、要検討基準の6学級以下、平均児童数120人以上かつ児童数の増加が当面見込まれない場合に該当いたします。

また、ウの中川中学校は、要検討基準の8学級以下、平均生徒数を下回りかつ単学級が生じる可能性がある場合に該当いたします。

裏面をご覧ください。(2)の「その他の学校」でございますが、先ほど申し上げたとおり、今後も引き続き児童・生徒数の推計を行いながら、要検討基準による検証を行います。学校ごとに児童・生徒数の減少の状況など課題が表面化する時期や傾向も様々であることから、地域の実情に応じて適切な時期に検討に着手するものでございます。

長くなりましたけれども、本件につきましての説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。

上原委員。

○**上原委員** 「現時点で対応策の検討が必要な学校」というところで3校が挙がっておりますけ

れども、具体的に、例えば木根川小学校は、今、児童数は何人なのか、あるいは南綾瀬小学校は何人なのか、中川中学校は何人なのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育長 学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 まず木根川小学校でございますが、現時点、令和4年時点で、通常学級でございますが、6学級で、児童数は81人でございます。また、南綾瀬小学校におきましても、同様に6学級で、児童数は171人となっております。また、中川中学校におきましては、同様に6学級で、生徒数は176人となっております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 ありがとうございます。

木根川小学校は極端に少ないという感じはありますけれども、やはりそろそろこういう適正規模ということは検討していったほうがいいと思います。例えば、第1次ベビーブーム、第2次ベビーブームというのがありましたけれども、第3次ベビーブームは起きていないのです。つまり、第2次ベビーブームの方たちは、結婚されたりなどしてもお子さんがいらっしゃらない家庭も多いわけです。そう考えると、この児童・生徒数の減少というのは、今後、実際、この予測のとおりに行くだろうなというのは考えられるのです。多分、専門的なことは、ほかの委員のほうが詳しいと思うのですが、子どもたちは、小学校、中学校というのは集団の中で育っていくときではないですか。それが単学級でクラス替えもないとなると、本当に序列ができてしまうのですね。そして、例えば競おうという気持ちがなくなる。そういうのを見てきますと、やはり小学校、中学校で少しずつ人と競うということを覚えていって、そうしないと今度社会に出たときに、その中で生きていくことが難しくなるということを考えると、そろそろ手を付けていかななくてはいけないのではないかなと思います。

○教育長 学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 今まさにおっしゃっていただいたとおり、今後、児童・生徒数については、なかなか増えていくというような推計は現時点でできてございません。そうした中で、子どもたちが小学校、中学校を通じて1人でも多くの児童・生徒同士、また教員の方々と触れ合うことによって、いろいろな考え方を認め合ったり、吸収したり、そういった環境というのは非常に重要だと思っております。

やはり単学級が6年間続いてしまいますと6年間ずっと同じ環境、同じグループの中だけで生活していかなければいけないというところにつきましては、我々教育委員会事務局としてもできる限り早期に改善していくように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 本当にそのとおりだと思います。自分たちのことを考えると、昔のことですけれども、クラス替えというのは少し怖い感じもするのだけれども、新しくお友達ができたりするのは、

結構わくわくするのです。そういうのがないというのも一つ寂しいことですし、子どもたちにしてみると学校が自分の世界であって、それ以外の世界が見えないのです。何人かに聞いたことがあるのですが、学校にいるときは学校が全てだった。卒業すると、こういう生き方もあるとか、ああいういろいろな生き方があるというのは分かるけれども、真ただ中にいるとそれが全てだと思う。だから、その中で小さくなってしまったり、学校に行けなくなってしまったりとか、そういうことが起きていくのではないかなと思います。

そういう意味では、環境を整えてあげるということはとても大切なのではないかと考えております。丁寧な長いご説明は大変だったと思いますけれども、ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○壺内委員 本当に長い説明、詳しくしていただいて感謝いたします。

適正規模の検討委員会の皆さんは、令和時代の新しい考え、35人学級とかIT教育を含めた新しい考え方を入れながらこれを作っていたという、とてもこの分析の仕方、現状をきちっと分析しながら、将来を見通して、課題は何か、どのように葛飾区は進んでいくか、そういうことを今の説明の中からも私、感じ取りまして、すばらしいこの方針を提言という形でまとめていただいたこと、とても感謝しております。

そういう中で、小学校は小学校、中学校は中学校の適正規模、これは行政として何とか地域の協力を得ながらやっていただきたい。ここにも3校ほど、小学校2校、中学校1校、挙がっております。今、ご意見がありましたように、子どもたちが適正規模の中で集団活動をして、子どもたちが固定化しない。こういう複雑な社会で、先行き不透明な時代を子どもたちは生き抜いていく。固定化したものでなく、何でもこれから打ち勝っていかなければいけない、そういう中でやはり集団活動と言いますか、適正規模のクラスを目指して、何とか学校の規模を作り上げていく、そういうことでぜひ進めていただければうれしいかなと考えておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

日高委員、お願いいたします。

○日高委員 今、もう委員さんからお話がありましたので同様なことになりますけれども、すばらしい説明でした。ありがとうございました。

私、思ったことを繰り返しますけれども、学校というのは、集団性や社会性を培うこと、その意味で集団で集まっているのです。ですから、その教育的価値を明確にしていくことが学校の役割で、また仕組みづくりをするのが行政だろうと思いますので、そういう意味でも大変重要だと

思います。

子どもの社会というのは、集団の中で、コミュニケーション能力がものすごく大事なのです。ですから、集団の中でできる、そういった社会性を身に付けていくということが非常に大事だということ、実はこの提言の中でそのことが書かれているのです。私はそれを言っているだけの話なのですけれども、この1年間で素晴らしい分析をされたなと思います。天笠先生が入って、座長でやってきていただいていますから、専門家ですから、そういう意味でもありがたかったなと。いい人材を選ばれて、そして区の組織で、区をよく知っている皆さんを集めて大事なチームづくりをされたなと思います。それを高く評価したいと思います。

もう1点。入学者の推移というのを読み取ることは、学校も非常に気にするのです。行政は数値的にそれができるのです。住民票がありますから一番早く把握できます。そういう意味でも、ぜひ人の流れの推移、もちろん入学者に焦点を絞ってでありますけれども、そうした辺りのことであるとか、先ほども話題に出ました地域開発、再開発によって人口の増減も大きいのです。現実には東金町がそうでした。今回も、東京理科大学の前辺りに建物がどんどんできまして、本当に増えたのです。多少無理して向こうに持っていったような感じもあるのですけれども、すごく増えました。ですから、新しい学校で今、子どもたちが生き生きと活動しています。そういう再開発の様子、常に地域の情報というのを丁寧に見ていただいて、そしてそれを実践に結びつけていただきたいなというお願いであります。

3点目は、葛飾区は学校が地域と非常に密着している。地域密着型ではないですけれども、本当に地域は応援団で、関わりを多く持っていただいています、ありがたいなと思うのです。これは葛飾の特徴です。ですから、そういう意味では高く評価できる地域との融和、これは大事にしなければいけない。だからこそ、地元愛があったり、それから伝統的なつながりを持っていたり、伝統行事もまさにその地域に根ざしているものです。そういうことがたくさんあるので、ぜひ地域にきちんと説明していただきたい。

繰り返し、そういう理解を得ないと、「おらが学校がなくなる」、そういう悲しい思いになりまして、その後、協力してもらえるかどうか分からなかったら困りますので、ぜひ、地域に十分な理解を頂くように説明をお願いしたいと思います。

また、併せて、最後になりますけれども、そういう説明会、あるいは地域のそういう状況、方法はどのようにお考えなっていますか。

○教育長 学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 いろいろご指摘いただきありがとうございます。

まず初めに、先ほど天笠先生のお話が出ましたけれども、こちらは学識経験者で、千葉大の名誉教授でございます。この方は、文科省の公立小学校・中学校の適正規模に関する手引を策定された委員でございまして、非常に多くのアドバイスを頂いたところでございます。また、検討委

員会の中でも委員長として引っ張っていただいたということで、とても感謝しているところでございます。

その中で、当然、地域を大事にしながら学校統合ですとか、例えば通学区の見直しといったところには取り組んでいく必要がございます。特に地域に出て行く際には、まず保護者の皆様に対しても説明会をやっていかなければいけないと思っておりますが、一方で、地域の代表者の方々が学校関係者として、本区の場合は、学校評議員という形で各学校にいらっしゃいます。これは、学校に応じて人数、規模が変わりますけれども、5人から10人の各委員がいらっしゃいます。そういった方々にも情報提供を行いながら、検討の協議会といったようなものを立ち上げて、その中で皆さんのご意見を頂きながら、また保護者の皆さんにもそうした情報を提供していきながら、地域の皆さんに情報提供をしながら進めていきたいと考えております。

特に学校統合につきましては、先ほど、学校がなくなってしまう、廃校になるというお話もございましたが、むしろ新しい学校をつくるのだということで、新しい教育環境を子どもたちにぜひ提供していきたいというところを主眼に置いて、よりよい教育環境の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○日高委員 よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりいたします。

次に報告事項等の2「黄色い帽子のデザイン統一について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、私から「黄色い帽子のデザイン統一について」ご説明を申し上げます。

1の「概要」でございますけれども、新入学児童の交通事故防止を図り、安全を確保するため、区内小学校の新1年生に黄色い帽子を配布しているところでございます。

従来、黄色い帽子のデザインにつきましては、男子はキャップ型、女子はハット型と分けていたところでございますけれども、来年度から帽子のデザインを統一するものでございます。

2の「変更内容」、こちらは記載してございますとおり、男子キャップ型、女子ハット型だったものを全ての新入学児童に、来年度以降はハット型を配布するというものでございます。参考までに写真も添付してございます。

3「配布スケジュール（予定）」でございますけれども、年明け、令和5年1月に購入契約締結を事業者といたしまして、3月に小学校に納品を予定してございます。

こちらについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

壺内委員、お願いします。

○壺内委員 保護者や学校から何か統一してほしいという要望等があつてハット型に統一したわけですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちらは、他区の事例等も確認をさせていただきまして、他区ではハット型に既に統一をしているといったところもございまして、近年の状況に合わせて今回、統一を図らせていただくというものでございます。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

望月委員。

○望月委員 現在でもハット型で統一されている小学校がありますよね。

○教育長 学務課長。

○学務課長 学校の帽子について、かなり多くの学校がハット型にしていたところなのですが、学校の帽子とは別に1年生に配っている黄色い帽子については、従来、ハット型とキャップ型がありましたので、今回、ハット型に統一をするというものでございます。

○教育長 帽子につきましては、1年生全員にこの黄色い帽子を区としてお配りをしていて、その黄色い帽子を6年生まで使っているという学校もありますし、2年生以降、学校ごとに独自に校帽という形で、色やデザインを学校ごとに決めて作った帽子を使用している学校もあります。

校帽という形で色やデザインを統一して子どもたちに被せている学校は、比較的ハット型で作っているところがほとんどなのかなというのが実態でございます。

○望月委員 1年生が被る黄色い帽子でキャップ型というのは、私は見たことがないような気がするのですが、どうなのでしょう。

○教育長 今、ご説明しましたように、1年生には、男の子にキャップ型、女の子にハット型をお配りしておりますので、男の子がハット型の黄色い帽子をご自分でご購入されない限りは、キャップ型を被っているかなと思うのですが。

○望月委員 もう1度、確認します。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「令和4年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から「令和4年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」ご報告いたします。

このコンクールは、青少年読書感想文全国コンクール等、既存のコンクールの応募作品を活用

いたしまして、全国、東京都の表彰とは別に、児童・生徒の励みとすべく葛飾区として優秀作品を表彰し、読書活動のより一層の推進を図ることを趣旨といたしております。

区立全ての小・中学校から、小学校は1万4,819点、中学校は4,401点の応募がございまして、葛飾区教育研究会図書館部の先生方を審査員に、資料のとおり、小学校は低学年、中学年、高学年ごとに最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作3点、中学校は、最優秀賞1点、優秀賞4点、佳作5点を選出いたしております。

また、資料3ページの4にございますとおり、小学校各部の最優秀・優秀・佳作作品及び中学校の最優秀・優秀作品は東京都の審査会へ出品しております。

そして、広報かつしか1月15日号、かつしかのきょういく1月発行号に氏名等を掲載予定でございます。

また、表彰式につきましては、令和5年1月13日に、最優秀賞、優秀賞の受賞者を対象に予定しております。

ご報告は以上でございます。お願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の3を終わりといたします。

次に報告事項の4「令和4年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 続きまして、「葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」ご報告いたします。

このコンクールは、児童・生徒が自ら決めたテーマについて研究した成果を展示、発表することを通して、科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを学び、理数に対する能力を高めることを趣旨としております。

各学校から夏休みの宿題、自由研究で提出された作品のうち、趣旨に沿うコンクール出品希望者を募り、各校の優秀作品を提出していただきまして、小花教育長、東京理科大学石川正俊学長に特別審査員を務めていただきました。

そして、1次審査、2次審査には、教育研究会理科部会に審査委員をお願いいたしまして、資料にございますとおり、小学校の部、中学校の部それぞれに教育長賞、東京理科大学学長賞各1点、その他、入賞作品を選出しております。

なお、資料の裏面にございますとおり、小学校の部、教育長賞の作品を東京都小学生科学展に出品いたしまして、審査の結果、優秀賞を受賞しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

○**壺内委員** 東京理科大学が本区に来て、そしてまた理数教育の重要性が非常に叫ばれているという中で、中学校が9校というのは24校もあるのにちょっと少ないなと思います。小学校も49校プラス1ある中で36校。これからの理数教育の重要性から、科学研究について、夏休みの作品でも何でも含めてもっと働きかけてほしいなと切に願っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**教育長** ご要望ということでよろしいでしょうか。努めさせていただきたいと思います。

青柳委員、お願いします。

○**青柳委員** 私も壺内委員とほぼ同じ内容で、特に小学生でしたら自由研究はどの小学校でも夏休みの宿題になっていたと思うのですが、参加された学校が全校ではなかったというところに関しては何か理由というのがあるのでしょうか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** コンクールの趣旨といたしまして、科学的なものということに絞っております。自由研究ですとテーマが多岐にわたるという中で、理科的な提出作品が少ないという現実がございましたが、東京理科大学との連携はこの件に限らず推進していこうという思いが強くございますので、来年度に向けて一層呼びかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○**青柳委員** よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりいたします。

次に、報告事項等の5「令和3年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、私から「令和3年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」のご説明を申し上げます。

まず、「目的」といたしまして、教育現場における生活指導上の取組の充実を図るため、本区の区立学校における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の実態を把握したものでございます。

続きまして、「定義」でございます。まず「暴力行為」につきましては、児童・生徒が故意に有形力を加える行為のことを指します。対教師暴力、児童・生徒間暴力、また対人暴力、器物損壊のいずれかに該当するものを言います。

続いて、「いじめ」でございます。こちらにつきましては、児童・生徒に対して、一定の人的

関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。なお、発生した場所は学校の内外を問わないというものでございます。なお、インターネットを通して行われるものも含まれます。

また、「不登校」でございます。こちらにつきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間 30 日以上欠席したものを言います。ただし、これらの中には病気や経済的な理由によるものは含まれてございません。

2 ページ目をご覧ください。「本区の状況」でございます。保田しおさい学校は小学校の中に入れてございます。

まず、「暴力行為の状況」でございます。こちらの発生件数は、小学校は 59 件であって、前年度比で 31 件の増加となりました。中学校につきましては 79 件で、前年度比で 3 件の増加でございます。

続きまして、「いじめの状況」でございます。いじめの認知件数につきましては、小学校において 520 件であり、前年度比で 48 件の増加でございます。また、中学校は 140 件で、前年度比で 14 件の減少でございました。

続きまして、いじめの解消率でございます。小学校においては 60.4%で、前年度比で 10.5 ポイントの減少。中学校においては 76.4%で、前年度比で 0.5 ポイントの増加でございました。

続きまして、4 ページ目でございます。「不登校の状況」でございます。こちらにつきましては、小学校については 318 人であり、前年度と比較して 122 人の増加でございました。中学校では 648 人で、前年度比で 215 人の増加となりました。

続きまして、不登校の出現率でございます。小学校においては 1.54%であり、前年度比で 0.59 ポイントの増加。中学校の出現率は 7.38%で、前年度比で 2.36 ポイントの増加となりました。

続いて、不登校の児童・生徒のうちで、学校へ復帰した児童・生徒数でございます。小学校においては 93 人で、前年度比で 49 人の増加。中学校においては 271 人であり、前年度比で 132 人の増加となりました。

また、不登校の児童・生徒の学校復帰率でございます。こちらは、小学校においては 29.2%で、前年度比で 6.8 ポイントの増加。中学校は 41.8%で、前年度比で 9.7 ポイントの増加でございました。

こちらを受けまして、4 番「今後の対応」でございます。まず（1）の「暴力行為について」でございます。こちらにつきましては、まず日々の教職員の児童・生徒への声かけや励まし、賞賛、対話、行事などを通じた個と集団への働きかけなど、児童・生徒の発達を支える働きかけを

積極的に行うとともに、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育の充実を図ってまいります。

また、暴力行為の前兆となる行動の早期発見、早期対応をするために、専門家であるスクールソーシャルワーカーや関係機関との一層の連携を図ってまいります。

また、学校だけでは解決が困難な状況が発生した場合は、学校に生活指導のサポートチーム指導員、いわゆる警察OBでございますが、それを派遣いたしまして、学校と関係機関等が連携して適切に対応ができるように支援していくとともに、問題の早期発見に取り組んでまいります。

(2)の「いじめについて」でございます。こちら、学校についてでございますが、まず「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の全教職員への一層の周知徹底を図ってまいります。

また、教職員がいじめの疑いに気づき、いじめの兆候を発見した際は、学校いじめ対策委員会を通じ、迅速に全教職員で情報を共有し、組織的な拡大防止、解決に向けた早期対応を行ってまいります。

また、いじめ防止対策推進条例に基づき設置しました葛飾区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会を活用して、関係機関との連携を推進してまいります。

また、チームとしての学校を実現するために、児童・生徒の状況や関係機関の役割を理解し、校内外の情報連携の中心を担う教育相談担当者を置きます。また、担当者の育成を図るために教育相談担当者の研修会を実施する予定でございます。

また、総合教育センターに配置しましたスクールロイヤーを積極的に活用して、複雑化するいじめの問題等に学校が迅速かつ適切に対応できるよう支援を行ってまいります。

また、管理職が適切なマネジメントができるように、リーダーシップ研修会も実施して、法律的な知識のほか、具体的で実践的な内容も含めた研修会を行ってまいります。

続きまして、不登校でございます。こちらにつきましては、まず各学校において不登校の児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、個々の状況に応じた支援を行ってまいります。

また、校内の生活指導と教育相談の組織の一体化を図って、校内の教育相談に関する情報を一元管理できるように進めてまいります。

また、不登校の要因は多様化・複雑化しており、各学校に配置したスクールカウンセラーを積極的に活用することを進めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを家庭に派遣し、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでまいります。

また、児童・生徒についての見立て（アセスメント）の精度を高め、個々の状況に応じた支援を行えるようにするため、若手の教員に対しまして実践的な内容で教育相談の研修会を実施してまいります。

また、登校はできるものの教室に入ることができないといった者に対する校内適応教室を計画

的に設置するとともに、ふれあいスクール明石の運営も個々に応じた実態を把握して、支援策を助言してまいります。

また、学校に対して、1人1台のタブレット端末を活用し授業参加や学習の推進ができるよう、引き続き指導を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 説明ありがとうございました。

すばらしい分析ができたなど私は思っております。総合教育センターが総合的な面からいろいろな調査をし、関わりを持ってやっていただいていること、本当にこれは感謝したいと思います。職員の皆様にも、その影響があらゆるところに出ていますから、ぜひそのことをお伝えいただければありがたいと思います。

まず、私、いつも申し上げておりますけれども、先日、校長会の役員の方々と懇談会を持ちました。その折にも申し上げたのですけれども、不登校の子どもが多い。今、1校400人ぐらいの学校というのは結構あるのです。ですから、学校が1校、2校できるような、例えば中学生でいうと2校もできるような数の子どもたちが休んでいます。2校をつくるには、予算的に大変な金額がかかります。

場所を設置して、その土地を買い、そして建物を建て、そこには教師という専門職の人材を派遣してというふうになると、二つの学校をつくるというのは、ものすごくお金を使います。それぐらい使って助けるに値するのではないか。ここでも、令和3年度に648名、本当に多くの人数の子どもたちが不登校、30日以上学校に行っていないという現状があります。もちろん病気の子どもたちは省きますよというのは、説明にもございました。

そういう認識を、学校はもちろんのこと、行政も教育委員会も分かったわけでありますから、これを伝えていくというのは大変大事だろうと思います。また、そこに通う親御さんも、「うちには不登校の子どもがいるのだよ」というのが分かれば関わり方も違ってくるのではないかと思います。家庭への啓発にもつながるだろうと思いますので、これは一つ何とかして少なくしていきたいなと思います。

幸いにして、その隣のページを見てください、復帰率、これを見ますとうれしいなと思うのです。これは、総合教育センター等が関わって十分やっていただいていることに感謝するわけでありますけれども、小学校で49名復帰、中学生132名も復帰、これはすごい復帰率です。つまり、働きかけをすれば子どもは変わっていくということなのです。何もしなかったらきっと成果は何も出ないと思うのです。関わり方も大変でありましょうけれども、関わることによってこれだけ復帰をしているという現状がある。これは高く評価できることだなと思います。

今後ともぜひそういう意味で関わっていただいて、ご支援いただければありがたいなと思います。

そして、発想を変える必要がありますから、先ほどありました警察OBの方等も入れるというのは、複雑な問題のときに、例えば暴力行為などのときは有効です。この方たちの処理というのは大変すばらしいと思います。そういう関係機関との連携などを大事にされているというお話がありました。大変大事です。

それから、保護者への理解を得るための説明も大事でしょう。さらには校内体制のあり方。教育相談というのは、どこの学校にも全部ついています。つかない学校は一つもない。そういう意味で、教育相談の活用ということも十分やっていただく必要がありますし、さらには、この不登校とかいじめの問題については、管理職に意識をぜひ持たせるようにご指導いただければありがたいなと思います。もちろん校長先生方ですから、学校を預かるということの責任全てを感じていますからお分かりでありますけれども、管理職が認識して、意識をしてやることによって変わるということはたくさんありますから、ぜひその辺の啓発をお願いしたいなと思います。

私からは、本当に気付いたことだけでありますけれども、葛飾がこのように関わり方をもってやっているということ。これは何も不登校だけではありません。いじめの問題についてもそういう関わりをしているから、増えてはいるけれども、特に増えているのは、小学生のいじめです。中学生は逆に減ってきている。でも、小学生は増えていますから、この辺りの学校の認識、それから職員間の認識を、話題を共通して研修をするなどの、そういう機会をぜひおつくりいただきたいなと思います。お願いしたいと思います。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ご要望ということで、十分生かしながら取り組んでまいりたいと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

上原委員、お願いいたします。

○**上原委員** 今、外国にルーツのある子どもたちが増えてきているのです。人との違いがあるとそこがいじめの対象になりやすい。実際、私をご相談を受けた中で、バングラデシュ系の方で、結局家族全員が日本に帰化したという方なのですが、小学校に行ったときに、「おまえ何人だ」、そういうふうに言われて、そのときに子どもが答えられなかったのだそうです。その子は割と強い子だったので、その後、「僕は日本人だ。バングラデシュ系日本人だ」と言い返したみたいなのですが、そういう子ばかりではない。だから、葛飾区はステップアップ教室があって、言葉が分からなくても、あとの措置がすごくきちんとしているのです。この前、中学校の校長先生たちと話したときも、「あれがあって本当によかった」、「成果が出ている」とすごく言うてくださったのです。いじめというのは、いろいろな原因があるのだけれども、昔のよう

ないじめだけではなくて、例えば外国にルーツがあるということはいじめられる、皮膚の色とかいろいろな意味で言われる可能性もあるので、やはりいろいろな形で考えていく必要があるのかなと思います。

ただ、本当にしっかりとした分析をしていただいているので、これに沿って今後も進めていただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の5を終わりといたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他、何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和4年教育委員会第11回の臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時08分